

(5) 運賃制度

実施 平成27年12月6日

券種別			運賃						
普通乗車券			大人	対キロ区間制 1区 (3kmまで) 200円, 2区 (3kmを超え6kmまで) 250円, 3区 (6kmを超え9kmまで) 300円, 4区 (9kmを超え12kmまで) 330円, 5区 (12kmを超え16kmまで) 360円 ただし, 仙台駅を中心とした南北・東西3駅までの区間内は200円 (地下鉄均一運賃制度)					
			小児	大人普通旅客運賃の半額					
定期	通勤	区間		1区	2区	3区	4区	5区	
		大人	1か月	8,180円	9,810円	11,450円	12,680円	13,900円	
			3か月	23,310円	27,980円	32,640円	36,130円	39,630円	
			6か月	44,160円	53,000円	61,830円	68,460円	75,090円	
		小児	1か月	4,090円	4,910円	5,730円	6,340円	6,950円	
			3か月	11,660円	13,990円	16,330円	18,070円	19,820円	
	6か月		22,080円	26,510円	30,920円	34,230円	37,550円		
	通	区間		1区	2区	3区	4区	5区	
		大人	1か月	6,290円	7,550円	8,810円	9,750円	10,700円	
			3か月	17,930円	21,520円	25,100円	27,800円	30,480円	
			6か月	33,970円	40,770円	47,560円	52,660円	57,750円	
		小児	1か月	3,150円	3,770円	4,400円	4,880円	5,350円	
3か月			8,970円	10,760円	12,550円	13,900円	15,250円		
6か月	16,990円		20,380円	23,780円	26,330円	28,880円			
乗車券	仙台	地下鉄	南北線 又は 東西線	大人	1か月	6,950円			
				3か月	20,850円				
				6か月	41,700円				
		小児	1か月	3,480円					
			3か月	10,440円					
			6か月	20,880円					
	台	の	南北線 + 東西線	大人	1か月	8,340円			
				3か月	25,020円				
				6か月	50,040円				
		小児	1か月	4,170円					
			3か月	12,510円					
			6か月	25,020円					
バス	市バス	+ 南北線 又は 東西線	大人	1か月	5,140円	(バスに係る部分の運賃を加えた額 (販売額)		10,280円)	
			3か月	15,420円	"		30,840円)		
			6か月	30,840円	"		61,680円)		
		小児	1か月	2,570円	"		5,140円)		
			3か月	7,710円	"		15,420円)		
			6か月	15,420円	"		30,840円)		
	地下鉄	+ 南北線 + 東西線	大人	1か月	6,320円	"		11,460円)	
			3か月	18,960円	"		34,380円)		
			6か月	37,920円	"		68,760円)		
		小児	1か月	3,160円	"		5,730円)		
			3か月	9,480円	"		17,190円)		
			6か月	18,960円	"		34,380円)		
団体乗車券			普通団体	25人以上の団体で乗車する場合, 乗車区間の1人当り大人普通旅客運賃又は小児普通旅客運賃を1割引きした額 (端数は10円単位に切り上げる) にそれぞれの人員を乗じた額					
			学生団体	25人以上の団体で乗車する場合, 乗車区間の1人当り大人普通旅客運賃又は小児普通旅客運賃を2割引きした額 (端数は10円単位に切り上げる) にそれぞれの人員を乗じた額					
一日乗車券	普通		大人	840円					
			小児	420円					
	土曜・日曜・休日		大人	620円					
			小児	310円					
共通 (るーぷる仙台+南北線+東西線)			大人	360円	(バスに係る部分の運賃を加えた額 (販売額)		900円)		
			小児	180円	"		450円)		
特殊割引乗車券	バス・地下鉄連絡定期	通勤	区間		1区	2区	3区	4区	5区
			大人	1か月	6,950円	8,350円	9,740円	10,780円	11,830円
				3か月	19,820円	23,790円	27,770円	30,720円	33,710円
				6か月	37,550円	45,080円	52,610円	58,220円	63,880円
			小児	1か月	3,480円	4,170円	4,880円	5,390円	5,910円
				3か月	9,910円	11,900円	13,880円	15,360円	16,860円
	6か月	18,780円		22,540円	26,310円	29,110円	31,940円		
	通学	区間		1区	2区	3区	4区	5区	
		大人	1か月	5,350円	6,420円	7,490円	8,290円	9,090円	
			3か月	15,250円	18,300円	21,340円	23,640円	25,910円	
			6か月	28,880円	34,650円	40,430円	44,790円	49,090円	
		小児	1か月	2,670円	3,210円	3,740円	4,150円	4,550円	
3か月			7,620円	9,150円	10,670円	11,830円	12,960円		
6か月	14,440円		17,330円	20,220円	22,400円	24,550円			

券種別		運賃																																	
I C カード乗車券 icsca (イクスカ)		チャージ(入金)して片道普通乗車券として使用 (記名式icscaには定期乗車券機能の付加が可能) 発売額 1,000円, 2,000円, 3,000円, 5,000円, 10,000円 (500円のデポジットを含む) ※SF残額(*)が不足した場合はチャージすることにより繰り返し利用可能 *運賃の支払及び乗車券との引換えに充当することができるicscaに記録された利用可能金額 ポイントサービス 【基本ポイント】 icscaのSF残額から差引いた乗車ごとの普通旅客運賃の額に、月毎の乗車回数に応じたポイント率を乗じて得た数(1未満の端数は切り捨てる)を、地下鉄基本ポイントとして付与する <table style="margin-left: 40px;"> <tr><td>乗車回数</td><td>1回目から10回目まで</td><td>ポイント率</td><td>5%</td></tr> <tr><td>乗車回数</td><td>11回目から20回目まで</td><td>ポイント率</td><td>9%</td></tr> <tr><td>乗車回数</td><td>21回目から30回目まで</td><td>ポイント率</td><td>13%</td></tr> <tr><td>乗車回数</td><td>31回目から40回目まで</td><td>ポイント率</td><td>17%</td></tr> <tr><td>乗車回数</td><td>41回目から50回目まで</td><td>ポイント率</td><td>21%</td></tr> <tr><td>乗車回数</td><td>51回以上</td><td>ポイント率</td><td>25%</td></tr> </table> 【乗継ポイント】 icscaのSF残額により地下鉄と市営バス又は地下鉄と宮城交通・ミヤコーバスを60分以内に乗り継ぐごとに、下記のポイントを乗継ポイントとして付与する <table style="margin-left: 40px;"> <tr><td>大人普通旅客運賃</td><td>30ポイント</td></tr> <tr><td>小児普通旅客運賃</td><td>15ポイント</td></tr> <tr><td>福祉割引運賃(大人)</td><td>15ポイント</td></tr> <tr><td>福祉割引運賃(小児)</td><td>7ポイント</td></tr> </table> 上記ポイントはicscaを利用した月の翌月10日に付与する 付与されたポイントは1ポイント=1円としてチャージすることができる		乗車回数	1回目から10回目まで	ポイント率	5%	乗車回数	11回目から20回目まで	ポイント率	9%	乗車回数	21回目から30回目まで	ポイント率	13%	乗車回数	31回目から40回目まで	ポイント率	17%	乗車回数	41回目から50回目まで	ポイント率	21%	乗車回数	51回以上	ポイント率	25%	大人普通旅客運賃	30ポイント	小児普通旅客運賃	15ポイント	福祉割引運賃(大人)	15ポイント	福祉割引運賃(小児)	7ポイント
		乗車回数	1回目から10回目まで	ポイント率	5%																														
乗車回数	11回目から20回目まで	ポイント率	9%																																
乗車回数	21回目から30回目まで	ポイント率	13%																																
乗車回数	31回目から40回目まで	ポイント率	17%																																
乗車回数	41回目から50回目まで	ポイント率	21%																																
乗車回数	51回以上	ポイント率	25%																																
大人普通旅客運賃	30ポイント																																		
小児普通旅客運賃	15ポイント																																		
福祉割引運賃(大人)	15ポイント																																		
福祉割引運賃(小児)	7ポイント																																		
福	普通	大人普通旅客運賃又は小児普通旅客運賃の5割引き																																	
社 割 引 乗 車 券	定	通	普通		1区	2区	3区	4区	5区																										
			1か月	6,290円	7,550円	8,810円	9,750円	10,700円																											
	期	通	普通		1区	2区	3区	4区	5区																										
			1か月	6,290円	7,550円	8,810円	9,750円	10,700円																											
	乗	学	都	仙	台	南北線	1か月	6,950円																											
						又は	3か月	20,850円																											
							6か月	41,700円																											
						+	南北線	1か月	8,340円																										
							3か月	25,020円																											
						6か月	50,040円																												
		フ	リ	ー	パ	ス	市バス+	1か月	5,140円		(バスに係る部分の運賃を加えた額(販売額) 8,740円)																								
							南北線又は	3か月	15,420円		"		26,220円																						
								6か月	30,840円		"		52,440円																						
							+	市バス+	1か月	6,320円		"		9,920円																					
								3か月	18,960円		"		29,760円																						
							6か月	37,920円		"		59,520円																							
	車	券	学	校	地	下	鉄	普通		1区	2区	3区	4区	5区																					
								1か月	5,350円	6,420円	7,490円	8,290円	9,090円																						
								3か月	15,250円	18,300円	21,340円	23,640円	25,910円																						
								6か月	28,880円	34,650円	40,430円	44,790円	49,090円																						
1か月								5,350円	6,420円	7,490円	8,290円	9,090円																							
3か月								15,250円	18,300円	21,340円	23,640円	25,910円																							
6か月		28,880円	34,650円	40,430円	44,790円	49,090円																													

注1 「学都仙台 フリーパス」に係る市バス+地下鉄の運賃、一日乗車券(共通)の運賃及びバス・地下鉄連絡定期券の運賃は、地下鉄に係る部分の運賃である。

注2 身体障害者の普通旅客運賃及び定期旅客運賃は、身体障害者手帳等を提示した場合及びその介護人で管理者が必要と認める者について適用する。

知的障害者の普通旅客運賃及び定期旅客運賃は、知的障害者療育手帳等を提示した場合及びその介護人で管理者が必要と認める者について適用する。

精神障害者の普通旅客運賃は、仙台市又は宮城県が発行した精神障害者保健福祉手帳(写真貼付のものに限る)を提示した場合に適用する。

原子爆弾被爆者の普通旅客運賃及び定期旅客運賃は、被爆者手帳等を提示した場合及びその介護人で管理者が必要と認める者について適用する。

福祉児童の普通旅客運賃及び定期旅客運賃は、児童福祉法第12条の4、第41条～第44条に規定する施設に入所その他の措置を受けている者及びその付添人で、割引証を提示した場合に適用する。

注3 運賃の計算で10円未満の端数が生じた場合、小児運賃の計算では10円単位に切り上げる。ただし、バス・地下鉄連絡普通小児運賃の計算で、発券された運賃区間を超えて乗車した場合の差額運賃の計算に10円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。それ以外の計算では10円単位に四捨五入する。